



# 佐賀県公報

年  
月  
日  
曜  
第  
(金)  
号

(◎母だ県例規集に登載やむの)

## Ⅲ 次 公 告

○農業農村整備事業積算システムによる一般競争入札の変更

(農地整備課)

### ○ 公 告

平成18年3月17日付けで公告した農業農村整備事業積算システム用サーバー借入れに係る一般競争入札の一部を次のとおり変更します。

平成18年3月24日  
収支等命令者

佐賀県国土づくり本部農地整備課長 上月良吾

変更前	変更後
2 入札参加資格及び条件	2 入札参加資格及び条件

(1) 佐賀県物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)の規定に基づく入札参加資格を

入札書の提出期限の時点で有する者であること。  
(2) 当該物品の納入後発注者の求めに応じて、アフターサービスを速やかに提供することができる者であること。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされて

3 入札書の提出場所等

(1) 略

(2) 入札説明書の交付方法

平成18年3月17日(金)から3月24日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の8時30分から17時15分までの間、(1)の場所で随時交付する。

(3) 入札書の提出方法

(1)の場所に3月31日(金)10時30分までに持参すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、

3月30日(木)までに必着のこと。

(4) 開札の日時及び場所

平成18年3月31日(金)11時  
佐賀市松原一丁目2番35号  
佐賀商工会館1号会議室

(5) 機器構成の確認

(1)の場所に機器構成表及び機器構成品が同等以上であることが判断できる資料(様式は任意)を平成18年4月5日(水)まで(郵送の場合必着)に提出すること。

いる者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。  
(4) 当該物品の納入後、発注者の求めに応じて、アフターサービスを速やかに提供することができる者であること。

(5) 機器構成の確認  
(1)の場所に機器構成表及び機器構成品が同等以上であることが判断できる資料(様式は任意)を平成18年4月5日(水)まで(郵送の場合必着)に提出すること。

## (参考) 変更後の内容

## 1 一般競争入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量 農業農村整備事業積算システム用サーバ 7 台

に提供することができる者であること。

(5) 機器のセットアップ（設置・設定等を含む。）及びソフトウェアのインストール、ネットワーク環境設定作業等ができる者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(2) 借入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入場所 入札説明書による。

(4) 納入期限 平成18年5月2日(火)

(5) 借入期限 36か月(平成18年5月1日から平成21年4月30日まで)

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入

札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格及び条件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であつても、手続き開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続きに基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であつても、手続き開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続きに基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

(4) 当該物品の納入後、発注者の求めに応じて、アフターサービスを速やか

(5) 機器のセットアップ（設置・設定等を含む。）及びソフトウェアのインストール、ネットワーク環境設定作業等ができる者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号  
佐賀県県土づくり本部農地整備課 計画積算担当（新行政棟7階）  
電話 0952-25-7127

## (2) 入札説明書の交付方法

平成18年3月17日(金)から3月31日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の8時30分から17時15分までの間、(1)の場所で随時交付する。

## (3) 入札書の提出方法

(1)の場所に4月7日(金)10時30分までに持参すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、4月6日(木)までに必着のこと。

## (4) 開札の日時及び場所

平成18年4月7日(金)11時

佐賀市城内一丁目1番59号  
佐賀県庁舎新行政棟8階 81号会議室

## (5) 機器構成の確認

(1)の場所に機器構成表及び機器の構成品が同等以上であることが判断できる資料(様式は任意)を平成18年4月5日(水)まで(郵送の場合必着)に提出すること。

## 4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金  
ア 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第2項第2号の規定により免除する。

イ 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

- ア 参加する資格のない者  
イ 当該競争入札について不正行為を行った者  
ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを持

出した者

- エ 1人で2以上の入札をした者  
オ 代理人でその資格のないもの  
カ 法令又は入札に関する条件に違反した者

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときには、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(6) 詳細は入札説明書による。

(7) この公告に関する入札は、当該契約に係る平成18年度予算が成立しない場合は、中止する。

申購  
込読料

一か年二八、八〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年三月二十四日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川康行

印 刷 発 行 定 日  
所 毎週月水金曜日  
株 古 川 総 合 印 刷 日